

議員提出議案第7号

令和4年6月議会 議案第48号「広瀬川調整池整備工事（1工区）  
に係る請負契約の締結について」の否決に関する決議について

上記の案件を別紙のとおり、広陵町議会会議規則第13条の規定により提出  
します。

令和4年6月21日提出

提出者	広陵町議会議員	山 村 美咲子
賛成者	同	坂 口 友 良
賛成者	同	堀 川 季 延
賛成者	同	千 北 慎 也
賛成者	同	山 田 美津代
賛成者	同	笹 井 由 明
賛成者	同	坂 野 佳 宏
賛成者	同	谷 禎 一
賛成者	同	吉 村 裕 之
賛成者	同	吉 村 眞弓美
賛成者	同	岡 本 晃 隆
賛成者	同	青 木 義 勝
賛成者	同	岡 橋 庄 次
賛成者	同	八 尾 春 雄

## 令和4年6月議会 議案第48号「広瀬川調整池整備工事（1工区）に係る請負契約の締結について」の否決に関する決議

本日広陵町議会は、標記の「広瀬川調整池整備工事（1工区）に係る請負契約の締結について」を全会一致で否決いたしました。請負金額は1億2,912万7,900円を予定していました。

町が提案したこの工事は、防災対策上必要なもので、激しい気候変動が続く中において、増水した水を一定期間貯留し、内水氾濫を防ぐためのものであり、請負金額が5千万円以上の場合には議会の議決が必要であることになっており、今回の6月議会に提案されたものでした。

議会がこの議案を否決した最大の理由は、入札によりこの工事を落札し、仮契約まで進んでいた契約の相手方：野村・堀口特定建設工事共同企業体の代表者たる会社（以下、「同社」という。）の代表取締役個人が、本来低所得者を対象としている広陵町町営住宅に居住しており、広陵町町営住宅管理条例に定める収入上限を超え、また町が高額所得者認定通知書を発して明け渡しを求めているにもかかわらず、長期にわたりこれを無視して居住し続けてきていることが今般発覚したことでした。町は通告を行ってもそれ以上の具体的な対処をしてこなかったことが問題をさらに長期化させた要因の一つにあげられます。

同社の代表取締役個人は、経営者として責任ある立場にあることは明白であり、条例違反を現に行っている人物が代表取締役の地位にある会社が、広陵町との多額の請負契約を締結することは、住民の感情に沿わないばかりか、非常識であり、この結果住民の利益に反することです。

16日開催した総務文教委員会において、入札の責任者である松井副町長からは「これまでの条例違反について町は把握していながら何等の具体的措置をとってこなかった。」と答弁があり、そのような怠慢を続けてきた町の姿勢について到底議会は許すことはできません。

事態発覚後、本日までに議会が把握していること、及び町に対する議会の要求を、次に列挙します。

### 記

- 1 町が発注する予定であった共同企業体の代表者たる会社の代表取締役個人は、町への申請を行わないまま無許可で、当初入居した町営住宅を全面的に改築し、居住してきました。また、この居住期間中に、広陵町とは多額の請負契約を結んできました。同社は広陵町の入札業者であり、これは他の町営住宅居住者とは明確に異なっています。よって、町の責任において、直ちに町営住宅を明け渡すと同時に、無許可で建設した住宅を解体撤去し、町に更地で返還させることを要求します。

- 2 町は、同社が、広陵町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（以下、「要領」という。）に抵触している疑いがあるにもかかわらず、広陵町工事請負業者資格審査会が機能せず、同社を問題にすべきなのに問題にしないまま今回の入札を許しています。何故このような事態になったのかを町はよく調査し、議会を含め全住民に経過・原因・再発防止策等を明らかにすることを求めます。さらに要領に基づき、できる限り厳しい入札参加停止措置を求めます。
- 3 町議会の議決対象外である1) 大塚地内公共下水道管渠布設工事2) 箸尾準工業地区道路整備工事（中7号線・中11号線）の2つの工事について、現時点で同社にこの2件の工事が落札されています。本来、町はこの契約に至るまでに適切に対処すべきであり、このことを十分考慮し、要領の厳格な運用を行うこと。
- 4 広瀬川調整池整備工事（1工区）に係る請負契約については、すみやかに適切なる再入札を行い、工事の遅延を可能な限り短くして、事業を進めること。

以上、決議します。

令和4年6月21日

奈良県広陵町議会